

政策提言書

令和 8 年 3 月

京丹後市議会

平素より、市政の発展に向けた日頃のご尽力に、心から感謝申し上げますとともに、市議会の取組に対し、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市議会では、平成19年に議会基本条例を制定して以来、具体的な委員会活動を示していなかったこともあり、政策提言等に係る委員会活動が不足し、二元代表制として市民の信頼に応えるには十分とは言えませんでした。令和5年の条例改正により第2条の基本原則において「議会は、積極的な政策提言及び政策立案に努める」とし、第12条において、政策提言等への取り組みを委員会の運営の在り方として示しております。

この規定に基づき、各常任委員会では、重点課題としてテーマを定め、先進事例の調査や関係団体及び執行部担当部局との真摯な意見交換などを通じて課題の抽出を行い、課題解決及び将来の施策展開について活発な委員間討議を重ねてまいりました。

このたび、それらを議会としての総意として取りまとめましたので、本市の持続的な発展に向けた政策として提言いたします。

令和8年3月31日

京丹後市議会
議長 中野 勝友

《 目 次 》

(1) 総務常任委員会	… 1
「消滅可能性自治体」からの脱却に向けて ～女性活躍の実現を軸とした人口減少対策～	
(2) 文教厚生常任委員会	… 3
子どもにやさしいまちづくり条例(仮称)の制定に関する提言	
(3) 産業建設常任委員会	… 6
「雇用促進・人材確保」について	

文教厚生常任委員会 政策提言書

1. テーマ

子どもにやさしいまちづくり条例(仮称)の制定に関する提言

2. 趣旨

国連「子どもの権利条約」を踏まえ施行された「こども基本法」は、子どもを権利の主体として尊重し、その意見を施策に反映することを国および地方公共団体の責務としている。

本市では、少子化の進行や家庭環境の多様化が進む中、子どもや子育て家庭が安心して暮らし、将来に希望を持てる環境づくりが、まちの持続的発展に直結する重要な課題となっている。そのため、社会全体で子どもと子育てを支える仕組みを整える必要がある。

こども計画の策定を見据え、子どもの権利をまちづくりの基本理念として明確に位置付け、少子化対策を含む施策を総合的に推進するため、条例の制定を提言する。

3. 背景と課題

文教厚生常任委員会では、令和6年度から「市民みんなで子育てしていく子どもにやさしいまちづくり」を主題に、市民・企業へのアンケートや関係団体へのヒアリング、行政視察等を通じて、子どもの権利や子育て支援のあり方について調査・検討を行った。その結果、経済的な不安や子どもの居場所、医療・療育体制への不安など、子育てを取り巻く課題が依然として大きいことに加え、仕事と育児の両立、ひとり親家庭への配慮、地域の見守りやつながりの希薄化など、家庭・地域・企業・行政の幅広い分野に共通する課題が明らかとなった。これらは、個別施策のみでは対応が難しく、市全体で共有すべき課題である。

また、「こども基本法」には、子どもを権利の主体として尊重し、その意見を年齢や発達段階に応じて施策に反映することが、地方公共団体の責務として明確にされている。本市においても、虐待・不登校・貧困・いじめ・子育ての不安・SNSに関する課題など、子どもを取り巻く状況は複雑化・多様化しており、全庁横断的な取組が不可欠である。

こうした状況を踏まえ、こども計画を「こども基本法」の理念や各種施策と確実に連動させるためには、「市全体で子どもを育む」という方向性を条例により明確に位置付けることが重要である。あわせて、子どもの意見表明の尊重や、権利侵害に対する相談・救済の仕組みを制度的に担保する必要がある。

さらに、令和7年6月定例会において「妊婦とおなかの赤ちゃん子育て応援宣言」に関する陳情を採択した経過がある。こうした市民の声と議会の判断を受け止め、今回提言する子育てに関する条例を、当該宣言の趣旨を具現化する法的基盤として位置づけ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が一体的に推進されることを期待する。

以上の背景と課題を踏まえ、少子化が進行する中であっても、子どもや子育て家庭が安心して暮らし続けられるまちを実現するため、子どもの権利を基軸とした基本理念と方向性を、次の6項目に整理する。

4. 提言内容

少子化対策を含む子ども・子育て施策を総合的かつ継続的に推進するため、下記の基本理念および方向性(6項目)を柱とする「子どもにやさしいまちづくり条例(仮称)」の制定を提言する。

(基本理念)

本条例は、「子どもの最善の利益」を基本理念とし、子どもを権利の主体として尊重するとともに、家庭・地域・学校・事業者・行政が連携し、まち全体で子どもと子育て家庭を支えることを基本的な考え方とする。

(基本的な方向性)

(1) 子どもの権利を尊重する社会環境づくり

- ・子どもの権利に関する理解を深めるため、学校教育や地域活動等を通じた取組の方向性を示すこと。
- ・市民、関係機関、事業者等が、子どもの権利を尊重する意識を共有し、まち全体で支える社会環境づくりを進めること。

(2) 子どもの育ちと生活環境の保障

- ・すべての子どもが、安心して過ごし、遊びや人との関わりを通じて健やかに成長できる環境を保障すること。
- ・経済状況や家庭環境に左右されることなく、子どもの育ちが支えられるという視点を、

市の施策全体に反映させること。

(3) 子どもの意見表明と参画の保障

- ・子どもを権利の主体として位置付け、年齢や発達段階に応じて意見を表明し、市の施策やまちづくりに参画できる基本的な仕組みをつくること。
- ・子どもの意見が、施策の立案・実施・評価に適切に反映されるよう、基本的な考え方を明らかにすること。

(4) 子どもの権利侵害への対応と相談・救済の仕組み

- ・子どもの権利侵害や困難な状況に対応するため、独立性・中立性に配慮した相談・救済の在り方について検討し、必要な制度的担保を図ること。
- ・子どもが安心して相談でき、関係機関が連携して支援につなげる体制づくりの基本方針を示すこと。

(5) こども計画との連動と施策の推進

- ・こども計画を本条例の理念に基づく実施計画として位置付け、施策の方向性との整合を図ること。
- ・計画の策定・推進・評価において、子どもの意見を尊重する考え方を反映させること。

(6) 検証および見直し

- ・社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、本条例および関連施策について、定期的に検証し、必要に応じて見直すこと。

本提言が、市民と行政が協働して子どもの権利を尊重し、すべての子どもが自分らしく成長できる京丹後市の実現につながることを強く期待する。議会としても引き続き担当部局と連携し、フォローアップに務め必要な支援協力を惜しまない。

5. 参考資料

資料 1 委員会取組経過および議論の要旨

資料 2 視察報告書(鏡野町・奈義町、丹波市、桑名市)

資料 3 アンケート調査結果(数字とグラフ化されたもの、自由記述の意見のまとめ)

資料 4 京丹後市要保護児童対策協議会代表者会議(令和 7 年 7 月 18 日開催)

資料 5 家庭児童相談実績(令和 2-6 年)京都府家庭支援総合センター令和 6 年度業務概要
統計編(令和 5 年度業務実績)